

家園

字体作者：周 慧珺

第17号



特定非営利活動法人
中国帰国者・日中友好の会
〒110-0016 東京都台東区台東 3-35-7
ペガサスミシンビル1階
TEL：03-3835-9357 FAX：03-3835-9358



目 次

- ★ 認定 NPO 法人祝う会写真..... 2
- ★ 認定 NPO 法人に寄せて 弁護士 河合弘之..... 3
- ★ 認定 NPO 法人への道 本会副理事長 河村忠志..... 4・5
- ★ 認定 NPO 法人に寄せて 弁護団長 鈴木経夫..... 6
- ★ 認定特定非営利活動法人として認定通知..... 7
- ★ 中国語教室生徒募集..... 8
- ★ 本会活動記録・お知らせ・編集後記..... 8

認定NPO法人祝う会写真



本会理事長 池田澄江



弁護士 河合弘之 先生



中国大使館領事部領事 李紅玉 氏



衆議院議員 漆原良夫代理 澁谷朗 氏



日中協会理事長 白西紳一郎 氏



中国残留孤児援護基金常務理事 小林悦夫 氏



音楽家 新垣隆 氏



米倉洋子弁護士ら

「遂に認定NPO法人になった！」

祝NPO法人 中国帰国者 日中友好之会 成为認定法人

弁護士 河合弘之

本年八月十七日、私たちの法人は遂に認定NPO法人になりました。ここまで長い道のりでした。

認定NPO法人にはふたつのメリットがあります。

その第一は、法人に対する寄付が所得控除になるということです。仮にある人が当法人に百万円の寄付をしてくれたとします。そうするとその人は税金が約四十万円安くなります。その結果、その人の負担は六十万円になるので寄付がしやすくなります。従って、これからは当法人への寄付が増えることが期待されます。

認定NPO法人のメリットの第二は、法人としての信用が付くということです。東京都など当局は、NPO法人の運営が適切で、一般国民から幅広い支持を受けているかどうかを審査します。その審査に合格したということは、当法人の運営が適切で、幅広い国民の支持を受けていると認定されたことを意味します。大変喜ばしいことです。

私たちの法人が設立されてから八年経ちます。皆さんは本当によく頑張ってきたと思います。老境を迎えた中国残留孤児の方達が仲良く集って励まし合うこと、日中友好の架け橋になること、日本の社会に貢献すること、という当初の目的は実現されています。

これからもお互いに手を握り合って前に進みましょう。その握った手を決して放すことなく。

私はずっと中国残留孤児の皆様とともに有ります。

昭和19年4月に新京(長春)に生まれ、
もう少しで残留孤児になるはずだった
弁護士 河合弘之



今年8月17日、经过大家长时间的不懈努力，终于取得了政府认定的NPO法人。

認定NPO法人具有2个有利条件：

第一个有利条件是有关法人的寄付可以从所得税中扣除。比如说某位法人给认定法人团体寄付100万那么他的税金可以少交40万。他该交100万的税金，交60万就可以了，对寄付的人是有益的。这样我们就有希望得到更多的寄付金了。

第二个有利条件

認定NPO法人在社会上是很高的信用度，東京都等政府部门经过严密的审查，我们的运营管理正常，得到广大的国民的支持，才取得了今天可喜可庆的成绩。

我们的NPO法人设立已经8年了，全体会员都做出了很大的努力。中国残留孤儿现在已逐渐地迈进了老年，大家团结一致，互相勉励，为日中友好架桥梁，为日本社会做贡献。这也是实现了当初成立NPO法人这个组织的目的。

今后我们还要并肩携手团结一心向前进，绝不放弃。

我永远和中国残留孤儿在一起。

我是昭和19年4月出生于新京(长春)，
差一点儿，就变成残留孤儿了。

律师 河合弘之

翻译 池田澄江



左/忠霊塔 右/田貫湖 写真提供：松本莉恵

“认定NPO法人”，成果来之不易

副理事長 河村忠志

本会设立于2008年9月，是东京都批准的特定非营利活动法人组织。经8年的努力，今年8月成为东京都承认的“认定NPO法人”。

1. “认定NPO法人”的意义何在

其一，在日本NPO法人组织有大约5万个，而得到“认定”资格的不足1千个，只占不到2%。得到“认定”，在很大程度上提高了本会在社会上的知名度和可信度。

其二，根据国家政策，不论是法人还是个人，向“认定NPO法人”寄付的话，可以享受减税的优惠。这对本会募集寄付金，促进本会的发展极为有利。

其三，“认定NPO法人”有严格的标准，需要经过都厅的全面细致的审查。当然，审查的重点是会计账簿等财务管理方面，特别是寄付金的募集，管理及用途，以及理事会和总会的相关资料等。总之，日常管理的方方面面无不在审查之列。因此，从申请的准备开始，就按照“认定NPO法人”的标准自查，自纠，完善管理，使得本会在管理上一定会上一个新台阶。

2. “认定NPO法人”的来龙去脉

认定NPO法人申请的准备工作始于2014年下半年，按照认定NPO法人的标准，经过半年的准备，于2015年2月22日召开了临时总会，审查并通过了H24年、H25年度活动计算书修正案，3月向都厅提交了认定NPO法人的申请材料。7月23日都厅派三名担当职员来本会进行现地审查。审查的总体评价是好的，但由于H25年度的财产目录与实际不符，故审查没能通过。8月初，我们向都厅提交了存在问题的报告书及财务改善计划书。按都厅当时的意见，再次申请需2016年4月以后。

根据河合先生的意见，经与都厅协商，都厅同意提前再次申请。因此，从2015年9月开始，再一次着手认定NPO法人申请的准备工作。并吸取了前一次的经验教训，采取了以下措施：一是将日常的税理士工作与认定NPO法人的申请工作，委托早坂会计事务所一家承担，从而减少矛盾；二是根据都厅的建议，将原来本会与饺子工房的两本账合二为一，防止了不必要的账目膨胀；三是加强了与早坂会计事务所之间的配合，并对H24年到H26年的账目进行了逐一核对。经过三个月的准备，于同年12月19日再度召开临时总会，审议并通过了H24、H25、H26年度的活动计算书修正案，为了确保认定NPO法人申请材料万无一失，多次与早坂会计事务所以及本会顾问菅波先生进行磋商，交换意见，于2016年1月27日完成了申请材料的最终修正。

2月1日再度向都厅提出申请。3月11日都厅回函通知5月11日再次来本会进行现地审查。

功夫不负有心人。5月11日通过审查，都厅3位担当者认为：本会在管理方面有了进一步提高，“认定”将向着通过的方向发展。3位担当者复印了许多资料带回都厅，又经多次通过电话向本会确认，在平成28年8月15日“认定”通过的喜讯传来，8月17日拿到了“认定通知书”。

3. “认定”成果来之不易

本会成立以来，已走过了8个年头。这8年是本会管理不断完善；事业不断充实；成果不断丰富

的8年。这些正是成为“认定NPO法人”的基础，是全体会员共同努力的结果。本会走到今天，能取得如此成果，首先是河合弘之先生对本会全身心的投入和财力物力上的全力支持；是律师先生们日常对本会的精心指导和热情关怀；是社会各界人士对本会的支持和关注。在此一并表示衷心的感谢。

这次在“认定NPO法人”申请的过程中，早坂会计事务所的各位，从专业的角度，按照认定NPO法人的标准和都厅的要求，特别是在会计账目，申请资料的准备方面，一丝不苟，严格把关，付出了艰辛和努力；在“认定NPO法人”申请的过程中，也得到了本会顾问菅波先生的指导和帮助，提出过许多宝贵的意见。总之，在“认定NPO法人”申请的过程中，不论会内、会外，所有为之努力，做出贡献的人，在此一并表达我们的敬意。

今天，本会虽然发展成为东京都承认的“认定NPO法人”，但我们深知，在管理方面还存在着问题和不足。我们一定要把“认定”作为新的起点，不骄不燥，继续努力，完善制度，强化管理，把本会办得越来越好，为社会做更大的贡献，为日中友好架桥梁。

「認定NPO法人」、手に入れるのは容易ではなかった

本会は2008年9月に設立され、東京都から認証を受けた特定非営利活動法人です。8年間の努力の末、今年8月に東京都に認定され、「認定NPO法人」となりました。

1.「認定NPO法人」を取得する意義

その1、日本全国には認証を受けた「NPO法人」の数は5万件余りで、その中に認定された法人は千件未満で、全体の2%にも及ばないのです。「認定」を取得したことで、社会的な知名度や信頼性が高まりました。

その2、「認定」を取得すると、寄付者が法人か個人かに関係なく、税制優遇を受けられます。そのため、本会の活動を支える資金の調達がより安定したものになることも期待できます。その結果、本会の発展にかなり有利になります。

その3、「認定」の申請に際しまして、都庁から厳しい審査を受けました。審査の重点は主に以下の通りです。まずは帳簿、領収書などに対して、特に寄付金の募集、管理や用途などのチェックです。次に理事会や総会など、日常の業務が適正に行われているかどうかを判断するために資料をチェックされます。まさに、管理や運営に関する様々な面がすべて審査されます。そのため、申請の計画段階から我々は「認定NPO法人」の認定基準に沿って、薄氷を踏む思いで、自己審査したり、正したりして、本会の運営水準をステップアップさせて来ました。

2.「認定NPO法人」取得のいきさつ

「認定NPO法人」申請のための準備は2014年の下半期から始まりました、その条件を満たすために、半年かかって、様々な事前準備をしました。2015年2月22日に臨時総会を開き、H24年、H25年度活動計算書修正案を審議、可決しました。3月に都庁に認定NPO法人の申請書類を提出しました。都庁から7月23日に三名の担当職員が派遣され、本会で現地調査を行いました。全体の評価はよかったのですが、H25年度の財産目録は実情と不一致のため、認定申請は失敗に終わりました。8月初め頃、本会は都庁に原因の報告書及び対策書を提出しました。当初、都庁側は、再度申請のタイミングは2016年4月以降になる、と言っていました。ですが河合先生は、できるだけ早いうちがいい、という考えでしたので、都庁に相談した結果、時期を前倒して申請できるようになりました。従って、2015年9月から、二度目の認定申請準備を始めました。前回の失敗から教訓を得て、以下の措置をとりました。①日常の税務関係と認定NPOの申請を早坂会計事務所に一任すること、②都庁の提案で、餃子工房と本会に分けられた二つの会計を一本化にすること。それにより、法人内の貸し借りをなくしました。③早坂会計事務所との連携を強化すること。3か月をかけて、H24年からH26年まで三年間の帳簿を詳しくチェック、修正しました。同年12月19日に再度臨時総会を開き、H24、H25、H26年度の活動計算書修正案を審議、可決しました。万が一を防ぐために、数回にわたって、早坂会計事務所や本会顧問である菅波先生に相談、意見交換しました。2016年1月27日に申請書類の最終修正が完了しました。

2月1日、都庁に二度目の申請を提出しました。3月11日、都庁から5月11日に現地調査を行う、と通知が来ました。

私たちの努力はやっと実りました。5月11日、丸一日かけた調査の後、都庁の三名の担当者が以下の意見を述べられました。本会の運営は以前よりかなり改善され、「認定」は通る方向で検討します。担当者達はたくさんの資料をコピーして持ち帰り、その後も数回にわたって本会に連絡し、様々なことで質問、確認をしました。平成28年8月15日、認定されたと、喜ばしい知らせが届き、8月17日に「認定通知書」を取得しました。

3.「認定」を手に入れるのは容易ではなかった

本会が設立されてから、早くも8年の歳月が経ちました。この8年間は本会にとっては、運営が改善されつつ、事業が充実しつつ、そして成果が豊富になりつつある8年でした。このすべては「認定NPO法人」になった礎であり、会員の皆様の努力の結果でもあります。

本会は今までこのような成果ができたのは、まずは、河合弘之先生が本会に対して、全身全霊の支援のおかげであり、そして弁護士の先生方が本会に対して熱心な指導のおかげでもあります。もちろん各界の支援者の注目や支持もなくてはならないのです。皆様に心より感謝を申し上げます。

「認定NPO法人」申請の過程において、早坂会計事務所の方々は、専門家の立場で、準備段階から認定NPO法人のスタンダードに沿って、特に会計帳簿、申請書類に対して厳格にチェックし、努力や心血を費やしてくださいました。同時に本会顧問の菅波先生のご指導も不可欠でした。先生はいつも貴重な意見を出してくださいました。「認定NPO法人」申請にあたって、会員の各位、会員以外の支援者の皆様も多大な努力を払っていただき、貢献してくださいました。ここに、敬意を表します。

本会は東京都から「認定」を取得しましたが、私たちにとっては、「認定」は終わりではなく、新たなスタート時点に過ぎません。法人運営にはまだ不足点がありますが、今後、新たな気持ちで本会の運営の改善、管理の強化に努め、本会をよりよくし、そして社会にもっと貢献できるよう、日中間の懸け橋になるように努めて参ります。(翻訳:張 狄)

認定NPO法人への祝辞と期待 対“認定NPO法人”的祝福和期待

弁護団長 鈴木経夫

認可をめぐっているいろいろと難航したこともあったようですが、このたびの東京都からの認定、おめでとうございます。寄付との関係だけでなく、今後東京都、あるいは国との関係でも、NPO法人として折衝しやすくなりましたね。中国残留邦人の心のよりどころ、これまでもいろいろと相談等にも乗ってこられたようですが、東京や大阪等普段から交流可能な人たちだけではなく、全国に散在している残留邦人のよりどころとしてのさらなる活躍にも期待しています。

NPO法人への永続的な、自立的な活動を期待する声は、ますます高まってきているのではないのでしょうか。日中友好への拠点となる活動のさらなる充実、残留邦人としての先の大戦での中国における過酷な体験、これを語り継ぐことも、現在では重要な役割となってきています。さらに残留邦人の2世、3世の人たちとももっと交流を深め、活動への参加を促していくことも大切であると同時に、そのことが今後の永続的な活動への鍵となりますね。

日頃、研鑽を続けてきた、合唱、楽器演奏、日本舞踊等のレベルの年々の向上は見ている嬉しくなるほどですが、さらに続けて、他のグループとの交流・交歓もより機会を増やすなど、活動を存分に楽しんで下さい。

会をもっと発展させ、より幅広い活動を行うために、本会は餃子の製造や販売に力を入れ、収益の増加を図っています。が、しかし、公的助成金は毎年減る一方です。そのために、皆様からの寄付がますます不可欠になっていきます。ぜひ、ご支援をお願い致します

及ばずながら弁護団としても、今後ともにNPO法人の活動の発展についてはできるだけ協力は惜しまないつもりです。

尽管在申请过程中，遇到了重重困难和周折，但是终于取得认定NPO的许可。在此表示衷心的祝贺「認定」的取得。不仅仅在募集捐款方面开辟了途径，而且在今后与东京都、或是与国家政府部门的交涉时也会变得比较容易。作为中国残留邦人的活动中心，到目前为止孤儿之家接受了各种相谈，不仅是东京、大阪等地平常就可以参加交流活动的人，而且分散在全国各地的孤儿也期待本会作为孤儿的心灵依托，能够发挥更大的作用。

期待NPO法人能够长久地、独立地开展活动的呼声日益高涨。作为日中友好的根据地，开展更加充实的活动，让那些在先前的大战期间、在中国经历了残酷的岁月的孤儿，把自己的体验传给后世。并且促进与归国者2、3代的交流，这也是使NPO能长久存续的关键。

经过日积月累的努力，在合唱、乐器演奏、日本舞蹈等方面都取得了可喜的进步，希望今后增加和其它团体的交流机会，给大家带来更多的愉悦。

为了能有更大的发展、开展更广泛的活动，本会在饺子制造和贩卖方面也倾注了力量，努力争取增加收益。但是由于公共助成金不断地被削减，所以，各界人士的募捐变得更加不可或缺。还要恳请各位能提供支援。

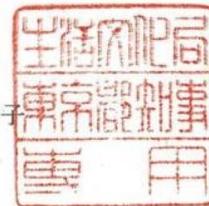
虽然能力有限，但作为律师团，我们仍将为NPO的发展尽自己的最大的力量。（翻訳：佐藤麗子）



28生都管第620号
平成28年8月17日

法人の名称 特定非営利活動法人中国帰国者・日中友好の会
主たる事務所の所在地 東京都台東区台東三丁目35番7号 ペガサスミシンビル1階
代表者の氏名 池田 澄江 殿

東京都知事 小池 百合子



認定特定非営利活動法人として認定した旨の通知書

貴法人から平成28年2月1日付けでされた認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請について、貴法人を下記の期間を有効期間として認定することとしたので通知します。

記

自平成28年8月17日

認定の有効期間

至平成33年8月16日

「NPO法人 中国帰国者・日中友好の会」活動記録 (2016年8月～2016年11月)

8月9日	野田毅先生の事務所にて、配偶者の支援に関する会合が行われ、本会から安原弁護士、米倉弁護士、池田、宇都宮、宮崎、過能が参加した。
8月17日	認定NPOを取得した。
9月8日	第二議員会館にて中谷議員と面会。本会から安原弁護士、米倉弁護士、池田、宇都宮、過能、高橋が参加した。
10月2日	本会主催の「中国残留孤児問題フォーラム」は江戸東京博物館大ホールにて行われ、500人参加。
10月22日	「認定NPO法人になったことを祝う会」が本会地下1Fで盛大に行われた。
10月26日	第一議員会館にて漆原議員との面会が行われ、池田、宇都宮、過能、高橋が孤児の代表として、小野寺弁護士、米倉弁護士とともに参加した。
11月21日	東京新聞「配偶者問題」について、歴傑、王金勝、王月英、杜振栄が取材を受けた。

★2017 新年会のお知らせ★

日時:2月4日(土)

受付:11時～

開催時間:12:30～16:30

場所:台東区立台東区民会館

東京都台東区花川戸2-6-5

9階ホール (TEL:03-3843-5391)

ぜひ、皆さまご参加ください。



《家園》編集委員 (第17号)

白 山 明 徳	河 村 忠 志
二 田 口 国 博	張 狄
春 曉	惟 遠
中 嶋 いつ子	入 澤 美 和 子
レイアウト	松本莉恵

編 集 後 記

清晨, 打開窗戶, 空氣一陣々寒冷而清新, 我們正領受冬日的問候。

這十二月這一年即將過了。經過不懈努力, 終於可喜取得「認定NPO法人」, 我們精氣充實, 輕舟待發, 開啟新的計劃, 迎接新的挑戰!

我們衷心祝福: 會員、朋友們; 老一代, 年輕的2代, 3代, 大家新年好!

誠摯祝願您和您的家人, 新年快樂! 健康, 安暖, 幸福!

清晨, 我們呼吸新鮮空氣, 迎接那燦爛的陽光來臨……。



中国語教室生徒募集

本会では、日中交流における学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る活動の一環として、中国語教室開催しており、随時生徒募集いたしております。

★日時 毎週土曜日(第三土曜日除く)

初級クラス:11:00～12:30

中級クラス:13:00～14:30

★費用 1,500円/1回(テキスト代含まず)

★お申込み

TEL:03-3835-9357

FAX:03-3835-9358

メール nittyu-yukonokai@ac.auone-net.jp

★定員 各教室 定員 10名